

愛恵協会行動計画

(計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日)

社会福祉法人 愛恵協会

はじめに

この愛恵協会行動計画(以下、行動計画という)は、次世代育成対策推進法(平成15年7月成立。以下、次世代法という)に基づき、策定したものです。

次世代法が成立した背景には、少子化が進むなか、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境を整えるために、国、地方公共団体、事業主等、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいく必要があることがあります。

愛恵協会(以下、協会という)は職員の子どもの健やかな育成についても役割を果たす必要があります。また、次世代法は、国の地方公共団体を除く事業主を“一般事業主”として定め、職員の子どもの健やかな育成のための行動計画(一般事業主行動計画)を作成するよう義務付けています。

行動計画は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間を計画期間とします。なお、進捗状況や諸事情の変化に対応するため、必要に応じて行動計画を見直す場合があります。

次世代法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されたため

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1:ワークライフバランスの取り組みとしてノー残業デイを導入する。

< 対策 >

平成 29 年 4 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

平成 30 年度～ ノー残業デイ実施

社員への周知

目標 2:仕事と育児の両立のため男性の育休取得の推進。

< 対策 >

平成 29 年 4 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

平成 30 年～ 制度の導入、社員への周知

目標 3:社内向けに保育園や学童保育の設置のための検討会を実施。

< 対策 >

平成 29 年 4 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始